

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年9月29日
【発行者の名称】	ウェルビングループ株式会社 (Wellbin Group Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉置 義議
【本店の所在の場所】	埼玉県所沢市坂之下17番地1号
【電話番号】	(04)2951-6233 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 板倉 公洋
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ウェルビングループ株式会社 https://www.wellbingroup.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月又は会計期間	自 2021年1月1日 至 2021年6月30日	自 2022年1月1日 至 2022年6月30日	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	4,754,237	4,413,814	7,134,409	9,266,144	9,288,335
経常利益 (千円)	341,569	269,053	386,815	587,819	527,076
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (千円)	227,110	171,762	256,736	389,242	351,042
中間包括利益又は包括利益 (千円)	224,059	173,763	254,801	386,018	351,751
純資産額 (千円)	1,126,890	1,462,614	1,834,802	1,288,850	1,640,601
総資産額 (千円)	4,732,747	5,837,860	7,253,067	5,465,243	7,517,765
1株当たり純資産額 (円)	557.87	724.07	908.32	638.04	812.18
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	30.00 (—)
1株当たり中間(当期)純 利益 (円)	112.43	85.03	127.10	192.69	173.78
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.8	25.1	25.3	23.6	21.8
自己資本利益率 (%)	22.4	12.5	14.8	35.5	24.0
株価収益率 (倍)	—	35.3	—	—	17.3
配当性向 (%)	—	—	—	—	17.3
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	383,073	35,639	668,526	539,901	△214,736
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△50,690	△241,169	△55,770	△938,561	△291,239
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△33,220	153,120	△764,068	473,448	863,050
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (千円)	1,632,771	1,355,987	1,614,159	1,408,396	1,765,471
従業員数 (人)	240 (43)	271 (54)	397 (121)	240 (44)	380 (88)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株価収益率については、第3期中間期及び第3期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第5期中間期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、第3期中間期、第3期、第4期中間期及び第5期中間期は配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を第4期中間連結会計期間の期首から適用しており、第4期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容に関して、自動車販売事業・自動車整備事業・保険代理店その他事業に、新たにガソリンスタンド事業新設し、4つの事業部門にてカーライフサポート事業を営んでおります。

ガソリンスタンド事業に関しては、当中間連結会計期間において、10ヶ所のガソリンスタンドの運営をしております。静岡県において株式会社綿仁が9店舗、埼玉県において株式会社高須自動車1店舗展開しております。カーライフに必要なガソリンスタンドの運営により、定期的な顧客との接点を持つことが可能になり、弊社グループの認知度の向上だけでなく、自動車整備事業など他事業とのシナジー効果も実現しております。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年6月30日現在

従業員数(人)
397(121)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2023年6月30日現在

従業員数(人)
2(—)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりましたが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられ、国内経済に緩やかな回復の傾向が見られますが、エネルギーコストや原材料価格の高騰、急激な円安、世界的な金融引き締めによる景気への影響などについて引き続き注視していく必要があります。

このような環境のなか、当社グループの属する自動車業界（主に軽自動車）におきましては、2023年1月から2023年6月までの国内軽自動車登録台数は778,307台（前年同期比129.3%）と前年を上回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

当社グループにおいては、当中間連結会計期間における経営成績が増収増益となり、過去最高を更新致しました。今後も、『最高に安心・安全なカーライフを提供する』というミッションに基づき、法令遵守を徹底し、営業活動に注力して参ります。

また、前連結会計年度末において綿仁株式会社がグループに加わったことにより、自動車販売事業・自動車整備事業・保険代理店その他事業にガソリンスタンド事業を加えた、4つの事業を自動車販売及びその附帯業務としてサービス提供する事となりました。

その結果、当中間連結会計期間における売上高は7,134,409千円（前年同期比61.6%増）、売上総利益1,455,758千円（前年同期比45.9%増）、販売費及び一般管理費1,127,196千円（前年同期比56.3%増）、営業利益は328,561千円（前年同期比18.6%増）、経常利益は386,815千円（前年同期比43.8%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は256,736千円（前年同期比49.5%増）となりました。

なお、当社グループは自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,614,159千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、668,526千円の収入（前年同期は35,639千円の収入）となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益の計上386,641千円、前渡金の減少額171,933千円、前受金の増加額179,913千円が生じた一方で、法人税等の支払額176,486千円が生じたこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、55,770千円の支出（前年同期は241,169千円の支出）となりました。これは主として、前期は川越新店準備に向けた有形固定資産の取得による支出234,678千円が生じた一方で、当期は新規出店は無く、既存店の有形固定資産の取得による支出24,057千円が生じたことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、764,068千円の支出（前年同期は153,120千円の収入）となりました。これは主として、繰上返済により長期借入金の返済による支出1,078,957千円、記念配当による配当金の支払額60,600千円が生じたこと、コミットメントラインによる短期借入金の純増加額379,960千円が生じたこと等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループの事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社グループは自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
自動車販売事業	4,178,323	28.8
自動車整備事業	909,034	5.7
保険代理店その他事業	449,268	87.2
ガソリンスタンド事業	1,597,783	2,210.3
合計	7,134,409	61.6

(注) 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2023年3月31日に提出した発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(J-Adviser との契約について)

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年2月28日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記

載した書面

- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全

部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

① 資産、負債及び純資産の状況

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ277,223千円減少(6.4%減)し4,086,489千円となりました。これは主として、借入金返済などによる現金及び預金の減少151,312千円、季節変動による前渡金の減少171,933千円などによるものです。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ12,524千円増加(0.4%増)し3,166,577千円となりました。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ279,726千円増加(7.5%増)し3,994,019千円となりました。これは主として、顧客への納車前に入金の増加による前受金の増加179,913千円などによるものです。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ738,625千円減少(34.2%減)し1,424,245千円となりました。これは、主に長期借入金の返済による減少です。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ194,201千円増加(11.8%増)し1,834,802千円となりました。これは主として、親会社株主に帰属する中間純利益256,736千円の計上、配当金の支払い60,600千円などによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年9月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,980,000	2,020,000	2,020,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	5,980,000	2,020,000	2,020,000		—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年1月1日～ 2023年6月30日	—	2,020,000	—	30,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
玉置 義議	東京都練馬区	1,691,500	83.74
板倉 公洋	東京都練馬区	120,000	5.94
高須 俊久	埼玉県さいたま市見沼区	100,000	4.95
原 敏昭	埼玉県羽生市	50,000	2.48
神杉 卓	埼玉県所沢市	20,000	0.99
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	15,000	0.74
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	10,000	0.50
ヤマヒロ株式会社	東京都新宿区北新宿4-1-1	6,900	0.34
中村オートパーツ株式会社	東京都練馬区谷原1-22-2	6,600	0.33
計	—	2,020,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,020,000	20,200	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,020,000	—	—
総株主の議決権	—	20,200	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 最近6月間の売買実績はありません。

3【役員の状態】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の変動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,765,471	1,614,159
売掛金	189,117	276,140
商品	1,737,836	1,718,316
原材料及び貯蔵品	31,783	26,644
前渡金	430,592	258,658
その他	210,359	194,726
貸倒引当金	△1,449	△2,156
流動資産合計	4,363,712	4,086,489
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 695,937	※2 671,012
機械装置及び運搬具（純額）	176,704	167,406
工具、器具及び備品（純額）	11,901	8,544
リース資産（純額）	30,668	26,775
土地	※2 1,476,693	※2 1,476,693
有形固定資産合計	※1 2,391,905	※1 2,350,433
無形固定資産		
ソフトウェア	7,591	6,241
のれん	76,141	68,527
その他	2,136	2,077
無形固定資産合計	85,868	76,846
投資その他の資産		
投資有価証券	33,311	24,575
関係会社株式	※3 52,042	※3 52,042
出資金	739	749
長期貸付金	173,700	206,500
差入保証金	145,257	145,325
保険積立金	184,607	200,316
繰延税金資産	20,050	43,845
その他	66,568	65,942
投資その他の資産合計	676,277	739,297
固定資産合計	3,154,052	3,166,577
資産合計	7,517,765	7,253,067

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	222,917	160,709
短期借入金	※4 1,774,980	※4 2,154,940
1年内返済予定の長期借入金	※2 720,720	※2 376,515
リース債務	8,443	7,845
未払金	133,571	85,658
未払費用	73,115	64,301
未払法人税等	90,449	150,375
未払消費税等	40,095	90,919
前受金	597,114	777,028
賞与引当金	23,751	77,471
その他	29,133	48,253
流動負債合計	3,714,293	3,994,019
固定負債		
長期借入金	※2 2,130,646	※2 1,395,893
リース債務	22,224	18,351
その他	10,000	10,000
固定負債合計	2,162,870	1,424,245
負債合計	5,877,163	5,418,264
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	399,088	399,088
利益剰余金	1,215,696	1,411,833
株主資本合計	1,644,785	1,840,921
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△4,183	△6,119
その他の包括利益累計額合計	△4,183	△6,119
純資産合計	1,640,601	1,834,802
負債純資産合計	7,517,765	7,253,067

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年 1月 1日 至 2022年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月 30日)
売上高	4,413,814	7,134,409
売上原価	3,415,913	5,678,651
売上総利益	997,901	1,455,758
販売費及び一般管理費	※1 720,950	※1 1,127,196
営業利益	276,950	328,561
営業外収益		
受取利息	7	8
受取配当金	96	97
補助金収入	3,540	3,224
受取保険金	2,529	9,213
匿名組合投資利益	—	54,946
その他	3,948	8,001
営業外収益合計	10,121	75,492
営業外費用		
支払利息	11,181	13,619
匿名組合投資損失	6,518	—
その他	317	3,619
営業外費用合計	18,018	17,238
経常利益	269,053	386,815
特別利益		
有形固定資産売却益	—	※2 5,618
特別利益合計	—	5,618
特別損失		
投資有価証券評価損	—	5,792
特別損失合計	—	5,792
税金等調整前中間純利益	269,053	386,641
法人税、住民税及び事業税	119,752	152,690
法人税等調整額	△22,461	△22,786
法人税等合計	97,291	129,904
中間純利益	171,762	256,736
親会社株主に帰属する中間純利益	171,762	256,736

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
中間純利益	171,762	256,736
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,001	△1,935
その他の包括利益合計	2,001	△1,935
中間包括利益	173,763	254,801
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	173,763	254,801

④ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	30,000	399,088	864,654	1,293,742	△4,892	△4,892	1,288,850
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する中 間純利益			171,762	171,762			171,762
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）					2,001	2,001	2,001
当中間期変動額合計	—	—	171,762	171,762	2,001	2,001	173,763
当中間期末残高	30,000	399,088	1,036,416	1,465,505	△2,890	△2,890	1,462,614

当中間連結会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	30,000	399,088	1,215,696	1,644,785	△4,183	△4,183	1,640,601
当中間期変動額							
剰余金の配当			△60,600	△60,600			△60,600
親会社株主に帰属する中 間純利益			256,736	256,736			256,736
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）					△1,935	△1,935	△1,935
当中間期変動額合計	—	—	196,136	196,136	△1,935	△1,935	194,201
当中間期末残高	30,000	399,088	1,411,833	1,840,921	△6,119	△6,119	1,834,802

⑤ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	269,053	386,641
減価償却費	46,458	63,520
のれん償却額	—	7,614
有形固定資産売却益	—	△5,618
投資有価証券評価損	—	5,792
補助金収入	△3,540	△3,224
受取保険金	△2,529	△9,213
賞与引当金の増減額 (△は減少)	45,153	53,720
受取利息及び受取配当金	△103	△106
支払利息	11,181	13,619
売上債権の増減額 (△は増加)	△27,870	△87,023
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△298,297	18,045
前渡金の増減額 (△は増加)	133,126	171,933
仕入債務の増減額 (△は減少)	△66,227	△62,207
未払金の増減額 (△は減少)	△7,323	△47,912
前受金の増減額 (△は減少)	179,106	179,913
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△50,208	50,823
その他	△20,817	36,871
小計	207,163	773,187
利息及び配当金の受取額	103	106
利息の支払額	△11,181	△13,619
補助金の受取額	3,540	3,224
保険金の受取額	2,529	9,213
法人税等の支払額	△166,515	△176,486
法人税等の還付額	—	72,899
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,639	668,526
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△234,678	△24,057
有形固定資産の売却による収入	—	5,709
長期貸付けによる支出	—	△32,800
投資有価証券の取得による支出	△1,403	—
その他	△5,086	△4,622
投資活動によるキャッシュ・フロー	△241,169	△55,770
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	106,050	379,960
長期借入れによる収入	200,000	—
長期借入金の返済による支出	△152,930	△1,078,957
リース債務の返済による支出	—	△4,471
配当金の支払額	—	△60,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	153,120	△764,068
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△52,409	△151,312
現金及び現金同等物の期首残高	1,408,396	1,765,471
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,355,987	※1 1,614,159

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称：株式会社グローバンネット、株式会社高須自動車、綿仁株式会社

(2) 主要な非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称：リアル・バリュー株式会社、ウェルビンマーケティング株式会社、WELLBIN INC.

(注) 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

リアル・バリュー株式会社、ウェルビンマーケティング株式会社、WELLBIN INC.

(注) 非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物：定額法を採用しております。

機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品：定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車販売及びその附帯業務として、主に自動車販売事業、自動車整備事業及びガソリンスタンド事業を行っております。自動車販売事業については、自動車を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、自動車整備事業については、車検、整備及び钣金修理等のサービス提供時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。ガソリンスタンド事業については、石油関連商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過期的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。この変更による中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	935,145千円	931,360千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
建物及び構築物(純額)	81,190千円	80,870千円
土地	999,369	999,369
合計	1,080,559	1,080,239

担保付債務は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	114,510千円	114,510千円
長期借入金	735,969	672,876
合計	850,480	787,387

※3 非連結子会社に対するものは次のとおりです。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
関係会社株式	52,042千円	52,042千円

※4 コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
コミットメントラインの総額	1,500,000千円	2,600,000千円
借入実行残高	1,400,000	2,000,000
差引額	100,000	600,000

なお、コミットメントライン契約の内訳は次のとおりです。

(1) コミットメントライン契約 (2020年9月)

相手先	株式会社埼玉りそな銀行
極度額	1,000,000千円
借入実行残高	700,000千円

- ① 各年度の決算日末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(2) コミットメントライン契約 (2020年11月)

相手先	株式会社みずほ銀行
極度額	500,000千円
借入実行残高	500,000千円

- ① 各年度の決算期及び中間決算期における単体の損益計算書及び連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(3) コミットメントライン契約 (2023年1月)

相手先	株式会社三井住友銀行
極度額	300,000千円
借入実行残高	300,000千円

- ① 各年度の決算日末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(4) コミットメントライン契約 (2023年6月)

相手先	株式会社商工組合中央金庫
極度額	800,000千円
借入実行残高	500,000千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
給料手当	213,402千円	365,935千円
賞与引当金繰入額	24,802	38,110
広告宣伝費	80,093	108,811

※2 有形固定資産売却益は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
機械装置及び運搬具	—	5,618千円
合計	—	5,618

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,020,000	—	—	2,020,000
合計	2,020,000	—	—	2,020,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,020,000	—	—	2,020,000
合計	2,020,000	—	—	2,020,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 株主総会	普通株式	60,600	利益剰余金	30.00	2022年12月31日	2023年3月29日

2022年12月期期末配当金の内訳 普通配当 0円00銭 記念配当 30円00銭

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金勘定	1,355,987千円	1,614,159千円
現金及び現金同等物	1,355,987	1,614,159

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	33,311	33,311	—
(2)長期貸付金	173,700	173,700	—
資産計	207,011	207,011	—
(1)長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,851,367	2,857,052	5,685
負債計	2,851,367	2,857,052	5,685

当中間連結会計期間（2023年6月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	24,575	24,575	—
(2)長期貸付金	206,500	206,500	—
資産計	231,075	231,075	—
(1)長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,772,410	1,771,249	△1,160
負債計	1,772,410	1,771,249	△1,160

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金、売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

負債

買掛金、未払金、短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
関係会社株式	52,042千円	52,042千円
出資金	739	749

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2022年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	33,311	—	—	33,311
資産計	33,311	—	—	33,311

当中間連結会計期間 (2023年6月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	24,575	—	—	24,575
資産計	24,575	—	—	24,575

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度 (2022 年 12 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金	—	173,700	—	173,700
資産計	—	173,700	—	173,700
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	—	2,857,052	—	2,857,052
負債計	—	2,857,052	—	2,857,052

当中間連結会計期間 (2023 年 6 月 30 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金	—	206,500	—	206,500
資産計	—	206,500	—	206,500
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	—	1,771,249	—	1,771,249
負債計	—	1,771,249	—	1,771,249

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した国債等の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。なお、市場金利に連動する変動金利であり、貸付先の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金 (1 年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
自動車販売事業	3,244,958	4,178,323
自動車整備事業	859,762	909,034
保険代理店その他事業	239,935	449,268
ガソリンスタンド事業	69,157	1,597,783
顧客との契約から生じる収益	4,413,814	7,134,409
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	4,413,814	7,134,409

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
	期首残高	期末残高	期首残高	中間期末残高
顧客との契約から生じた債権	91,574	189,117	189,117	276,140
契約負債	415,434	597,114	597,114	777,028

(注) 契約負債（前受金）は、主に車両販売並びに車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価として受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、自動車販売事業における車両販売並びに車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
1年以内	32,096	47,962
1年超	166,378	172,365
合計	198,475	220,327

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
1株当たり純資産額（円）	812.18	908.32

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり中間純利益（円）	85.03	127.10
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	171,762	256,736
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	171,762	256,736
普通株式の期中平均株式数（株）	2,020,000	2,020,000

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月29日

ウェルビングループ株式会社
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 相羽 美香子

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルビングループ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ウェルビングループ株式会社及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不

正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。